

## 名寄市集落支援員設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 少子高齢化、人口減少が進む中、特に農村地域の現状と課題を把握し、集落機能の維持及び活性化に必要な対策を推進していくことを目的に、過疎地域等における集落対策の推進要綱（平成25年3月29日付総行応第57号）に基づき、名寄市集落支援員（以下「支援員」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 支援員は、前条の目的を達成するため、行政及び地域住民と連携して次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域の巡回と状況の把握に関すること。
- (2) 地域おこし協力隊及び新規就農者への支援に関すること。
- (3) 農村生活希望者及び移住者への支援に関すること。
- (4) その他集落支援及び地域の活性化に関し、市長が必要と認めたこと。

2 支援員は、前項の活動状況を名寄市集落支援員活動報告（別記様式第1号）及び名寄市集落支援員活動日誌（別記様式第2号）により市長に報告するものとする。

### (身分)

第3条 支援員の身分は、市長の委嘱を受けて活動する委嘱支援員とする。

### (服務)

第4条 支援員は、常に誠意を持って任務にあたり、その活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委嘱及び任期)

第5条 支援員は、地域の実情に精通した者又は農業に関する知識や経験が豊富な者の中から市長が委嘱する。

- 2 支援員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、支援員が次の各号のいずれかに該当する場合は任期中であってもその職を解くことができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (3) 前条の規定に違反するなど支援員としての適格性を欠くとき。
- (4) 自己都合により退任の申出があったとき。

### (報酬等)

第6条 支援員の報酬等は、月額3万円とする。

2 市長は、第2条に規定する活動に必要な消耗品等を予算の範囲内で支給するものとする。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、支援員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日訓令第5号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条関係)

別記様式第1号(第2条関係)

年 月 日

名寄市長 様

集落支援員 \_\_\_\_\_ 印

名寄市集落支援員活動報告( 月報)

活動日	活動時間	活動内容
月 日 ( )	： ～ ：	
月 日 ( )	： ～ ：	
月 日 ( )	： ～ ：	
月 日 ( )	： ～ ：	
月 日 ( )	： ～ ：	
月 日 ( )	： ～ ：	
月 日 ( )	： ～ ：	

別記様式第2号（第2条関係）

別記様式第2号(第2条関係)

## 名寄市集落支援員活動日誌（ 年 月分）

年 月 日

名寄市長 様

集落支援員 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり集落支援員に係る業務について報告いたします。

年 月 日 ( ) 時 分頃	天 候	
活 動 形 態	農家巡回 相談（電話・面談） 農村生活支援	その他
対 応 の 相 手 方	地区名	氏名
活 動 場 所		
活 動 内 容		
特記事項（内容によって名寄市、地域若しくは道北なよろ農業協同組合等と協議が必要な場合は、必ず記載すること。）		